

中世後期における摂津国山田荘

渡邊 大門

〔抄録〕

本稿で取り上げるのは、かつて神戸市北区に所在した荘園の一つ摂津国山田荘である。本稿では、山田荘が登場する平安期を基点として、終焉を迎える織豊期までを取り上げ検討する。その中で、平安期から室町期については、山田荘と周辺の三荘園（淡河、押部、八多）との相論を踏まえ、材木資源が争点になったことに触れ、荘園間での紛争解決が困難になったことから、守護権力を必要としたことを論じた。

戦国期以降、山田荘は別所氏の関係者が代官職を務めることに

よって、安定的な年貢の確保を可能にした。織田信長登場以後は、基本政策である寺社本所領安堵によって、年貢確保をいっそう安定的にした。しかし、別所氏が信長に叛旗を翻してから、年貢の確保は困難になったと考えられる。別所氏は信長の傘下に収まって以後、先述した信長の施政方針に従っていたが、やがてその方針に従えなくなり、叛旗を翻したと考えられる。

キーワード 公家領、寺社領、戦国期荘園、別所氏、織田信長

はじめに

神戸市域の中世史料が乏しいこともあって、同地域における中世史研究は、さほど盛んではないといえる。近年、『新修神戸市史』通史編の中世史分野が刊行されたが、史料の少なさゆえの叙述の難しさを痛感するところである。本稿では、若宮八幡宮領の摂津国山田荘を取

り上げるが、概して神戸市域における荘園研究は史料の僅少さと相俟って、論文数は少ないといえることができる。

若宮八幡宮は天喜元年（一〇五三）、後冷泉天皇の勅願により源頼義によって勧請された。頼義の自邸のある左女牛西洞院に所在したため、左女牛八幡宮と称されたと伝える。また左女牛通の北を六条大路が走り、頼義邸はその間に位置したことから、六条左女牛若宮または

六条八幡宮とも称されることがある。南北朝の初期の段階から、若宮八幡宮社務職は醍醐寺三宝院門跡領とされた。以後、摂津国山田荘は、三宝院門跡の管理下に置かれることになった。

山田荘に関しては、古く兵庫県の郷土史家である福原潜次郎によって、荘域などが指摘されている^①。しかし、当時は現在以上に史料上の制約が大きく、十分に論じられているわけではない。山田荘についてのまとまった研究は、今井林太郎の研究を待たなくてはならない^②。今井の研究は、これま山田荘が島下郡(吹田市域)に所在したとの旧説を退け、八部郡に所在したことを論証した^③。また、山田荘を平安期から織豊期まで扱っており、もともと基本的な研究といえるであろう。その後、酒井紀美によって山田荘と淡河荘の相論が取り上げられ、村落間相論における作法の一事例として検討された^④。

筆者もかつて山田荘に触れたことがあるが、紙数の関係もあって、「阪田文書」や「栗花落文書」を使用するに止まり、決して十分な内容とはいえない^⑤。拙稿では、売券等の分析に止まっており、山田荘全体の分析が行われていないのである。「阪田文書」と「栗花落文書」は、ともに神戸市内に残る地元の史料ではあるが、一方で「醍醐寺文書」にも多くの山田荘関係史料が収録されている。したがって、今回は、「醍醐寺文書」を用いて山田荘の検討を行うこととしたい。主に検討する主題は、次のようになる。

- ① 摂津、播磨の国境に位置した山田荘と近隣荘園の紛争について。
 - ② 戦国期以降における山田荘と播磨国別所氏との関係。
- 山田荘は、天正年間まで史料が残る稀有な荘園といえることができる。

②に関しては、織田信長と別所氏との関わりにも重点を置くようにし、信長の荘園政策と関連させながら検討することにした。

一 平安～室町期の山田荘

(1) 山田荘の位置

冒頭で記したとおり、山田荘は摂津と播磨の国境にあった。しかし、その所在については、今井註(4)論文が指摘するように、これまで多くの混乱が見られた。清水註(5)著作は明確な根拠がないまま、山田荘の所在を島下郡と記し、以後引き継がれるようになった。『荘園分布図』は清水説を踏襲したのか、山田荘を島下郡とする一方、加えて摂津国八部郡にも山田荘が記載されているのである^⑥。この時点で、『荘園分布図』がどのような理由で八部郡を挙げているか不明であるが、混乱が見られるのは事実である。

今井註(4)論文では、応永五年四月十一日足利義満下知状案に若宮八幡宮山田荘の荘域を示されていることに着目し、次のように確定している^⑦。

まず、同史料中の「限東野香」は六甲山中の三国岩のあるところで、現在の神戸市灘区と北区の境界に位置している。同じく「限西柱上」は、北区山田町衝原の山田川下流に小字が残っている。また、「限北奈具町」は、投町山のことで、北区山田町と西区淡河町との境界に接する山である。最後の「限南大津野木」は、現在の山田町の菊水山付近を示している。山田荘の中央には山田川が流れており、大阪湾へと流れ込んでいた。兵庫関にも近い。一方、陸路では、有馬街道が通っ

ているなど、交通の便が極めてよかったといえる。また、後述するとおり、材木の供給源として資源が豊富であった。

しかし、次に述べるとおり、近隣には淡河荘、押部荘、八多荘が境を接しており、古くから紛争の絶えなかった地域でもある。そうした紛争は、本稿の主題の一つでもある。

(2) 平安・鎌倉期

山田荘の初見史料は、長元元年（一〇二八）正月二十日山田荘司等解である。史料に記されている概要を示すと、次のようになる。すなわち、坂本連種なる人物と男二人が不善の輩を語らつて、隙をうかがつて犯行に及んでいたということである。坂本連種については不明であるが、今井註（４）論文では、山田荘坂本に本拠を構える「強剛の徒」ではないかと推測している。

山田荘は播磨と摂津の国境付近に所在することから、以前から不善の輩が放火や殺人に及んでいたという。こうした不善の輩の行為を止めさせ捕らえるよう、領家の政所から摂津国司に要請し、庁宣を八部郡司と山田荘司に下してもらおうと考えたのである。領家は不明であるが、今井註（４）論文では摂関家かその一族と推考している。山田荘は交通の要衝地にあり、かつ山林が豊かであったため、その資源を狙った不善の輩の横行が目立ったのであろう。

次に、山田荘が史料上に登場するのは、永万年間（一一六五・六六）である。このとき平清盛は、越前国大蔵荘と摂津国山田荘を「便宜ある」という理由によって、東大寺と交換しているのである。今井

註（４）論文によると、清盛は貿易港として大和田泊を押さえ、同時に八部郡内の諸荘園を掌握するに至ったと指摘する。福原に別荘を築き、後白河らを招いたのは有名な話である。平氏は、八部郡を支配の本拠に据えようとしたのである。のちの平氏による福原遷都を考慮すれば、妥当な見解と言えるであろう。



鎌倉期に至り、山田荘は源頼朝によって、若宮八幡宮に寄進される
 ところとなった¹²。以降、若宮八幡宮領として見えるが、注目すべきは
 山田荘と播磨国淡河荘が境相論・喧嘩沙汰に及んでいることである¹³。
 両所領とともに武家所領であったため、六波羅探題で裁判をすべきと
 ころであった。しかし、山田荘は摂津北端、淡河荘は播磨南端にそれ
 ぞれ位置し、国境という事情があったため、公家の沙汰を仰ぐことと
 なったのである。ただ、このあとの関連史料を欠くため、結果はわか
 っていない。

淡河荘は現在の神戸市北区淡河に所在する荘園で、かつては平家領
 荘園であった。当時は、播磨国に所属していた。山田荘と同じく摂津
 と播磨に境を接するという微妙な位置に所在したのである。それゆえ
 に、境をめぐる争いが絶えなかったであろう。

山田荘内には、六条八幡神社があった。長徳元年(九九五)、周防
 国の僧・基灯が円融寺を開いた際、鎮守社として八幡三神の分霊を勧
 請し、六条八幡神社が創建されたといわれている。また、文治元年
 (一一八五)、源頼朝が六条八幡神社に山田荘を与えた際、若宮八幡宮
 の分霊が勧請され、六条八幡神社が創建されたとも伝わっている。
 いずれにせよ、京都の若宮八幡宮と関係が深いのは、確かなこととい
 えよう。

十三世紀半ばに至って、六条八幡神社に問題が持ち上がる。弘安六
 年(一二八三)九月、神主である円心が神社が荒廃しているにもかか
 わらず修造を行わなかったため、橋長綱が新たに器量をもって補任さ
 れるところとなった¹⁴。このことは、のちに争いの原因へと発展した。

二年後の一月になっても円心と長綱の相論は続いており、結局、若宮
 神社の神田下地に関しては、円心が五代続く神主家の由緒をもって安
 堵された¹⁵。そして、同年七月には、山田荘惣追捕使・山守職に橋下五
 郎家縄なる者が補任されたのである¹⁶。

以上のように、山田荘は平安期から存在したのであったが、特に問
 題となるのは淡河荘と境が接しており、相論となった事実である。以
 後、山田荘は境を接する諸荘園とたびたび争うことになり、南北朝・
 室町期に至って、問題は激化するのである。

(3) 南北朝・室町期

弘安八年(一二八五)以降、山田荘に関する記述は見られなくなる
 が、文和四年(一三五五)四月に足利義詮の御教書案が発給された¹⁷。
 同年一月、義詮は播磨国弘山に着陣し、その後摂津国宿河原へと向か
 った事実を確認できる。註(17)史料では、その際に山田荘を摂津国
 守護である赤松光範に預け置いたが、社領であるので返付するように
 命じているのである。若宮八幡宮からの要請に応えたものと推測され
 る。いったんは兵糧料所として、赤松氏に預け置かれたと考えられる
 が、返還を求められたのであろう。この命令に関しては、光範から守
 護代である佐藤氏に伝えられた¹⁸。

応永五年(一三九八)に至ると、先述のとおり山田荘の四至を定め
 たことが確認することができる²⁰。この足利義満の下知状案では、山田
 荘の四至を保安三年(一一二二)の鳥羽院序下文などに任せ、東・野
 香、西・柱上、北・奈良、南・大津野木に境が確定された。その理由

は、押部保と淡河荘による山田荘への違乱が認められるからであった。ただ残念なことに、現在は根拠となる鳥羽院序下文などの存在は確認することができない。

押部保は現在の神戸市西区押部谷に所在した荘園で、山田荘と境を接していた。この時期に至って、後述のとおり境相論が顕在化したと考えられる。なお、今井註(4)論文では一連の背景について、足利義満が重用した醍醐寺・三宝院満済が若宮八幡宮の別当に就任し、社領の管理を円滑に進めるための措置であったと指摘がなされている。義満の下知状を踏まえ、四日後には管領斯波義将の施行状によって、摂津国守護である細川満元にも伝えられている²¹。実は、その背景には満済の別当職就任だけではなく、応永三年(一五九六)六月における境相論があったと考えるよいであろう。

応永三年(一三九六)六月、かねてから若宮八幡宮社司が山田荘内の西北の境をめぐる幕府訴えていたが、ようやく裁定が下された²²。裁定の内容とは、押部・淡河両荘の境を越えて、播磨国守護である赤松義則の被官人が侵入し乱暴狼藉を働くので、早く傍示を定めて違乱を収めよというものである。この措置は、摂津国守護である細川満元に命じられた。同様の命令は、翌年十一月にも幕府から満元に行われている²³。したがって、当該地域では播磨国守護である赤松義則の被官人が幕府の命令に逆らって、たびたび山田荘で乱暴狼藉を働いていた事実を確認でき、それゆえに四至が定められたのである。

こうした国境を越えての押妨は、何も赤松氏被官人のみに止まらなかった。応永三十二年(一四二五)十二月、再度幕府は摂津国守護で

ある細川満元に対して、応永五年(一三九八)の下知に任せ、八多荘屏風村、押部荘地下人が越境して違乱に及ぶことについて、早く社家雑掌に沙汰付するように命じている²⁴。今度は、新たに八多荘が加わっているのである。八多荘は現在の神戸市北区八多に所在した荘園で、淡河荘の東隣に位置した。やはり、八多荘は山田荘と境を接していたのである。地下人が境を越えて乱暴狼藉を働くのには、いかなる事情があったのであろうか。

翌年八月に発給された足利義持の御判の御教書によると、八多荘屏風村、押部・淡河両荘地下人が押領に及んだ地域は、山田荘と境を接する大仙一帯であったことがわかる²⁵。以上の三荘園と山田荘が接する地域は山林となっており、材木資源が豊富であった。材木はそのまま利用されることもあったが、炭に加工されることもあった。材木資源をめぐる、山田荘はこれまで周辺の荘園と權益を争っていたのである。そのように考えると、満済は材木資源を含めた年貢の確保を行うため、四至の確定を早急に進めたと推測される。

実際のところ、応永三十二年(一四二五)から山田荘から御供米四百石、炭木、雑具などが兵庫両関・河上関から運搬されており、室町幕府から過所が発給されている²⁶。同様の過書は、嘉吉二年(一四四二)、文安四年(一四四七)、文安五年(一四四八)、宝徳三年(一四五二)と断続的に発給されており、山田荘が若宮八幡宮にとって重要な荘園であったことが理解されるのである²⁷。安定的に年貢を確保できることは、非常に重要なことであった。康正二年(一四五六)六月の材木注文によると、板や柱などが大量に醍醐寺から注文されている²⁸。

この史料には具体的な荘園名は記されていないが、山田荘から運上されたものと考えてよいであろう。

山田荘は重要な荘園にもかかわらず、再び紛争に巻き込まれることになる。康正元年(一四五五)九月、播磨国淡河荘の百姓は、奉行所に對して一通の申状を提出した²⁹⁾。この場合の奉行所とは、当時守護であった山名氏の奉行所と考えてよいであろう。次に、内容を確認しておこう。

淡河荘の三津田村(三木市志染町)に作和谷という山があり、播磨と摂津の境に接していた。作和谷は丹生寺より北にあり、播磨に属しており、古くから三津田村の知行であったことが主張されている。ところが、山田荘の者が勝手に作和谷の材木を切り取ったので、法に任せて済物を取った。すると、山田荘の者は「取り返し」と号して、路次で三津田村の者から米二荷と腰の刀までも奪い取ったのである。山田荘の者は、奪われた済物と引き換えに米と刀を強奪したのであった。この乱暴狼藉に對して、淡河荘では「山之事ハ山にての沙汰」で解決すべきと考えたが、山田荘の者は夜に三津田村へ押し寄せ、家を焼き払って乱暴狼藉の限りを尽くした。山田荘と淡河荘の境は往古から定められており、その支証も存在した。そして、作和谷も昔から三津田村の知行であるというのが、淡河荘百姓の主張である。本来ならば、当事者間(「山之事ハ山にての沙汰」)で解決すべきところであるが、山田荘の一方的な暴力行為があったので、淡河荘は播磨国守護山名氏の裁定を希望したのである。もはや当事者間における話し合いによる解決は、破綻していたのであった。

しかし、同年十一月における山田荘の主張は、淡河荘の主張することと真つ向から対立するものであった。彼らは後鳥羽院下文など六通の文書を根拠として添付し、次のように主張している³⁰⁾。

①作和谷で淡河荘三津田村が押領し、済物を取るなど狼藉に及んだことはけしからんことである。そのようなことがあったので、当方はそれを取り返し、昨年春には米二荷・腰刀一つを丹生寺山中で押し置いたのである。

②三津田村は特段の理由もないのに、ここ数年作和谷で山木を盗み取った。それどころか神役の炭を焼き、炭をこしらえるための竈を破壊するなどの行為を行った。

③丹生寺塔から南は山田荘、北は淡河荘であると三津田村は主張するが、とんでもないことである。塔より南には堂舎が一つもないので、淡河荘の嘘は明らかである。山田荘は下文に「丹生寺子午堂領職」とあり、何で淡河荘が混じることがあろうか。

山田荘は下文などを根拠としてこの三つの論点を主張することによって、元のごとく作和谷の知行を願ひ出たのである。ちなみに、①に昨年春のことと記されているので、この事件が勃発したのは、少なくとも享徳三年(一四五四)以前のことになる。

両者の裁定に当たったのは、嘉吉の乱後に播磨国守護を務めていた山名氏であった。翌康正二年(一四五六)四月、美囊郡代を務める田原道円は、次のような裁定を下している³¹⁾。つまり、田原氏は両者を召し寄せると、共に「柱上」を境とすることが判明した。「柱上」の辞書的な意味は探りにくいだが、木造の柱によって境を示していたと

いうことになろう。そこで、田原氏は三津田村の差(指) 図と山田荘の下文などの文書をもとにして、これまでどおり「柱上」を境になすと決定したのである。両者の言い分を折衷的にまとめたことになろう。守護権力が介入するとはいえ、一方に肩入れすることはなく、極めて穏当なものであった。

以上のように、山田荘と境を接する諸荘園とは、山の資源をめぐる相論が絶えなかった。もはや事態は双方による「山之事ハ山にての沙汰」による解決が困難になっており、守護権力の介入を必要とするようになったのである。以後、当該地域を支配する権力は、若宮八幡宮が山田荘からの年貢を徴収するうえで重要な意味を持ったのである。

二 戦国・織豊期の山田荘

(1) 戦国期

応仁・文明の乱が勃発すると、赤松政則が播磨国三カ国守護に復活を果たし、山名氏は放逐されることとなった。しかし、文明十五年(一四八三)末の山名氏の播磨侵攻によって、赤松政則はいったん守護の座を追われるが、翌年には再び三カ国守護の座に返り咲くことに成功した。その貢献者というべき存在といえるのが、赤松氏の庶流といわれる別所則治である。別所則治は赤松氏家臣の中では新興勢力に位置付けられるが、以後は三木を拠点にして、東播磨八郡の守護代として活躍した。そして、その支配は淡河荘周辺にも及んだ。次に、則治が淡河荘にかかわった史料を掲出しておこう。

岩峯寺諸公事以下、自其承事候之間、指置申候、巨細面拜之時、

可令申候、恐々謹言、

十一月廿八日

則治(花押)

淡河弥次郎殿

御陣所

史料冒頭の石峰寺は、現在も神戸市北区淡河に所在する真言宗寺院である。宛先の淡河氏は鎌倉幕府の執権を務めた北条氏の流れを汲むといわれ、淡河荘を本拠とする領主である。ただ、その動向に関しては、詳しいことがわかっていない。別所氏は石峰寺の諸公事について、その差配を淡河氏に命じており、詳しいことは会ったときに話すと伝えている。同趣旨のことは、則治の後継者である村治も、淡河弥三郎に伝えているのである。このような例を見ると、別所氏は摂津との国境に接した、淡河荘にも影響力を及ぼしていたことがわかる。また、守護に代わって、独自に諸公事の免除をできる存在であった。

ところで、先述した康正二年(一四五六)四月以降、山田荘に関する史料は見えなくなる。ようやく確認できるようになるのは、永正十五年(一五一八)のことである。次に、史料を掲出することにしよう。

請申

三宝院御門跡領撰□□山田□御代官職之事

一 御年貢百貫文内、春五拾貫文、秋五拾貫文、両度ニ可致京進事、

一 御領中於成敗之儀者、毎々得御下知、可申付之事、

一 諸公事物事、如先規堅申付、可進納之事、

一 長夫式人、堅申付可進事、

一 於百貫文者、百姓等雖不致沙汰候、可京進申事、

右条々、雖為一事有相違之儀者、可有御改易、其時不可及一言子細者也、仍請狀如件、

永正拾五年七月朔日
盛嚴寺
真長判

三宝院御門跡御奉行所⁽³⁵⁾

この史料は、盛嚴寺の住持である真長が山田荘の代官職を請け負ったことを示している。真長は別所則治の子息であり、この二年後の永正十七年(一五二〇)に亡くなったという。盛嚴寺は三木城に近い久留美荘に所在した、別所氏を壇越とする寺院である。次に、史料の内容を確認しておこう。

- ①年貢百貫分のうち、春に五〇貫文、秋に五〇貫文を納めること。
- ②山田荘内における成敗については、その都度(三宝院の)下知を得て申し付けること。
- ③諸公事物は以前のように堅く申し付け、進納すること。
- ④長夫二人を堅く申し付けること。
- ⑤年貢百貫文は、百姓が沙汰しない場合でも必ず進納すること。

この段階において荘園が残存し、年貢が進上される例は乏しくなるが、播磨国内では多くの例を確認することができる⁽³⁶⁾。このうち①③④は、年貢を必ず納入することを誓約するものであるが、②のように荘内のことに關して一切関与しないことを認めている点は興味深い。武家側が手出しできないというのが、条件の一つだったのである。実際、真長が別所氏の一族であることから、その影響下で年貢納入が行われたことは疑いがないところである。

醍醐寺サイドが安定的な年貢納入を期待して、別所氏を頼ったことは年未詳の仏地院長祐書状により明らかである⁽³⁷⁾。この史料の発給者は、『兵庫県史』史料編において古津氏に比定されている。しかし、依藤註(35)論文によって仏地院長祐に比定されるべきであり、それに伴って宛先の人物も安治ではなく村治に比定すべきことが指摘されている。仏地院長祐が亡くなったのは、享祿四年(一五三一)五月二十三日のことである。以上の指摘から、依藤説に従うべきであろう。

史料の内容は、山田荘の年貢納入が滞っているので、醍醐寺では使者を別所氏のもとに遣わし善処を依頼したものである。背景には、播磨国内における戦乱があったと記されている。したがって、依藤註(35)論文などでは、別所村治と浦上村宗が対立し、村宗が細川高国を頼ったのが享祿二年(一五二九)のことなので、この史料を同年に比定している。

そして、この史料で注目すべきは、「被混播州領候てハ不可然候哉」という文言である。山田荘は摂津国に属するのであるが、若宮八幡宮サイドでは別所氏管轄下の播州領に混じることを恐れているのであった。村治期には別所氏の直轄領が編成されており、山田荘もその一部に編入される危険性があつたと考えられる。ただ一方において、若宮八幡宮は代官職を希望する者がいることをほめかしていることから、強気の姿勢をうかがうことができる。

ところで、戦国期の山田荘内には如意輪寺という寺院があり、年未詳ながら同荘内の寺領を安堵されたことがわかる⁽³⁸⁾。如意輪寺に關しては詳細を明らかにしない。発給者の法務なる人物は不明であるが、醍

酬寺関係者であることは明らかである。安堵の主体は別所氏ではなく、醍醐寺であることから、支配関係の複雑さを看取できるところである。

同じく年未詳ながら、山田荘の名主・百姓が山田荘政所に対して申状を提出している。³⁹⁾この申状の内容には、西方の山の件について、たびたび申し上げることが未だ解決に至っておらず、甚だ心もとないで、年貢・公事運送の折には解決をお願いしたいと記されている。西方の山とは、山田荘の西部で淡河荘や押部荘に接する山を指していると考えられる(作和谷か)。残念ながら年次は特定できないが、戦国期に至っても年貢運送が行われていること、そして周辺荘園との紛争が継続していることがわかる。

山田荘が周辺荘園と摩擦に及んでいる事実は、南北朝・室町期から見られた現象である。しかし、年貢徴収は当該地域の有力者を通じて、円滑に行われようとしていた。戦国期に至って、別所氏は東播磨に影響力を及ぼしていたが、摂津国の山田荘の年貢徴収に関与していたことは興味深い。当時、摂津国は三好長慶の影響下にあったが、山田荘にまで関与しなかったのが一因であろう。

(2) 織豊期

織豊期に至って、さらに勢力を伸張したのが別所氏である。村治の後継者である安治の関係史料は乏しいが、以下に示すように権力基盤を着実に進展させた。別所氏は先の当主である安治が、おおむね永禄十二年(一五六九)から元亀元年(一五七〇)の間に亡くなった。⁴⁰⁾跡を継承したのは、子息の長治である。まだ長治は幼かったこともあり、

一族がこれを支えた。後述するとおり、天正二年(一五七四)に長治は山田荘の公用を醍醐寺に届けていたことが判明している。この問題を検討するには、別所氏と織田信長との関係を抜きにして語るできない。そこで、最初に別所氏と織田信長との関係を追うことしたい。⁴¹⁾

永禄七年(一五六四)七月、畿内を制圧した三好長慶が亡くなると、甥である義継が跡を継いだ。しかし、義継はまだ幼かったため、三好氏の一族重臣である三好長逸・三好政康・岩成友通が支えることとなった。この三人は、三好三人衆と称されている。彼らは、のちに足利義輝を殺害するなど、猛威を振るうこととなった。播磨は京都にも近く、別所氏は必然的に政治的な影響を受けることになる。

永禄九年(一五六六)に至ると、三好三人衆と松永久秀は主導権をめぐって対立した。そうした中で同年二月、阿波に滞在中の足利義栄が三好三人衆に擁立され、入洛をしようとした。この動きを察知した松永久秀は、摂津国滝山城でこれを食い止めようとした。四国からは篠原長房が二万五千の兵を率いて渡海し、このほか別所安治以下、明石氏、衣笠氏、間島氏が滝山城攻撃に加わっている。⁴²⁾つまり、この段階において、安治は他の播磨国の勢力とともに、三好三人衆に与していたのである。結局、八月十七日に滝山城は落城し、義栄は摂津国越水城に入城を果たした。

翌年九月、別所安治は千余の軍勢を率いて、三好三人衆を支援するため、大坂へと出陣している。⁴³⁾その翌月、松永久秀は、奈良・東大寺に籠もる三好三人衆・筒井順慶を攻撃し、これに勝利を得た。別所氏

の軍勢は、氷室山に陣を敷いていたことが判明する。このように別所氏は、三好三人衆から動員される存在だったのである。しかし、永禄十一年(一五六八)九月に織田信長が足利義昭を推戴して入京すると、三好三人衆の没落も決定的になった。以後、別所氏は信長に臣従するようになる。

別所氏が信長に臣従したことを確認できる初見は、永禄十二年(一五六九)八月のことである。毛利元就の出兵要請を受けた信長は、播磨方面に木下定利、池田勝正に二万の兵を与え出陣させた⁽⁴⁵⁾。このとき、別所氏も兵を率いて参陣している。その後、特筆すべきは、信長が御所の修理のために各地の大名に上洛を命じているが、その中に別所長治の名が見えることである⁽⁴⁶⁾。おおむね、この頃から別所氏は信長に臣従したと考えてよい。むしろ別所氏は、弱体著しい赤松氏の当主・則房に代わって、厚い信頼を得ていたといってもよい。

このように、永禄十二年(一五六九)に信長の配下に納まった長治は、次の文書を発給している。

御書忝致拝受候、殊御祈禱之御巻数・御守被送下候、日出頂戴仕候、仍御領山田庄御公用之事、如例年致運上候、可然之様御披露肝要候、恐々謹言、

十一月廿二日

(別所) 長治(花押)

(亮淳(47))
光台院

この史料によると、長治は亮淳に対して、祈禱の巻数・御守のお礼を述べるとともに、山田荘の公用を例年通り運上すると伝えている。年次を欠いているが、おおむね元亀末年から天正二年(一五七四)頃

のものであると考えられる。この長治の書状には、賀相の副状があり、同趣旨のことを亮淳に伝えている。賀相は長治の父・安治の弟で、長治の叔父に当たる。長治が幼主であったため、支えた人物の一人であった。このように播磨国内では、十六世紀後半に至っても、荘園の公用を運上していたことがわかる。しかし、どのような理由に基づき、長治が醍醐寺に公用を運上したのか考える必要がある。

以上の背景を考えるうえで重要なのが、次の史料である。

(義徳)
三寶院御門跡之儀、當寺御座主之事候間、惣分別候而不存知在候、然者毎時御馳走候之由、満寺大悦此事候、御門領等近年御不知行之儀候条、及御退転様ニ候、可然様殿様^(織田信長)江御取成専一候、恐々謹言、

(天正二年) 十一月廿二日

盛算(黒印)

(光秀)
明智十兵衛尉殿

御宿所⁽⁴⁸⁾

この史料は、盛算が明智光秀に宛てたもので、史料の後段の部分が重要である。つまり、醍醐寺門跡領が近年不知行になっているので、信長への取り成しを依頼しているのである。信長への取り成しとは、すなわち不知行・退転の状況になっている醍醐寺門跡領の復活を依頼するためのものであろう。光秀は「京都管領」という立場にあり、信長から重用されていた。当時、醍醐寺門跡領に限らず、各地の多くの寺社領が退転に追い込まれていた。醍醐寺門跡は光秀を通じて、信長の力により知行の復活を画策したのである。

信長の荘園政策に関しては、脇田修による指摘がある⁽⁴⁹⁾。以下、脇田

の研究を踏まえて、信長による莊園政策の概要について述べておきたい。

永祿十二年（一五六九）一月、前年に足利義昭を推戴して入京を果たした信長は、いわゆる「室町幕府殿中掟」を定めている（以下「掟」と略する⁵⁰）。掟は同月十四日に九カ条が制定され、二日後の十六日に追加として七カ条が制定された。内容的には、義昭の政治的行動を制約するものとなっており、基本的に信長が定め、義昭が袖判を加えて承認したような形になっている。特に重要なのは、掟の追加の第一条において「寺社本所領当知行之地、無謂押領之儀、堅停止事」と記されていることである。つまり、信長の莊園政策の基本には、寺社本所領安堵の原則があったと考えてよい。寺社領が当知行の旨に任せ安堵された事例は、事欠かないところである。

こうした信長の莊園政策を考慮すれば、盛算の書状が天正二年（一五七四）でありながらも、それ以前から繰り返し醍醐寺門跡領の扱いについて、たびたび交渉が行われた可能性は高いといえよう。つまり、別所氏は信長の配下にあつて、醍醐寺に山田荘の公用を納入しなくてはならなかったのである。

年貢は、三千疋（三十貫文）であつたことがわかつている⁵¹。永正十五年（一五一八）の段階で百貫文だったので、約三分の一にまで激減している。ところが、こうした年貢の運上や額の決定に際しては、醍醐寺側も熱心に別所氏との交渉を行っていた。別所氏配下にあつた僧侶・龍岫は、醍醐寺の僧侶・常円坊から義演や亮淳の書状を受け取り、年貢の進上を約束しているのである。こうした流れを見る限り、山田

荘の年貢運上に関しては、おおむね天正二年前後を境に交渉が行われたことがわかる。

天正四年（一五七六）十月に至ると、これまで三千疋であつた年貢の額が一気に五千疋（五十貫文）へと増額されている。註（35）「三木城跡・別所氏をめぐる史料と解説」によると、天正三年（一五七五）二月に信長の養女（赤松政秀娘、もと足利義昭側室）が関白二条晴良の子息・昭実の側室になつたと指摘されている⁵⁴。また、義演は晴良の子息であつた。こうした関係を総合すると、義演は晴良に山田荘の公用納入を信長に働きかけ、晴良は子息・昭実と信長との姻戚関係から、それを強く迫つたと考えられる。したがって、信長の莊園政策も重要であるが、醍醐寺の義演が人脈を駆使して、年貢納入を働きかけたことが効果を発揮したのである。

ここで想起されるのが、別所氏が信長に反旗を翻した直後の天正六年（一五七八）四月、突如として細川荘の冷泉為純・為勝父子を襲撃し、死に追いやつた事実である⁵⁵。実は、別所氏が冷泉為純・為勝父子を襲撃した理由については、ほとんどわかつていない。二次史料ながら『冷泉系譜』によると、為純の父・為豊は別所中務の娘を妻にと記されている⁵⁶。同じく『冷泉系譜』によると、為純自身は淡河越後の娘を妻に迎えたことが確認できる。つまり、冷泉家はすっかり細川荘に土着して、別所氏、淡河氏などと血縁関係を結んで命脈を保つたのは明らかなのである。

そのような中で、別所氏は信長権力の傘下に収まっており、寺社領、公家領安堵という方針に従っていたのは疑いない。しかし、別所氏が

信長から離反した以上、信長の方針に従う必要はない。冷泉家では、信長支持を打ち出したことであろう。こうして利害が対立した別所氏は、冷泉為純・為勝父子の襲撃に及ぶのである。

別所氏が滅亡する前年の天正七年(一五七九)七月、羽柴秀吉は丹生寺に対して、同寺領が關所になっていたものの、山田荘の四〇石を当知行に任せて安堵している⁽⁵⁷⁾。丹生寺領は別所氏により収公され、経済的基盤を失っていた。しかし、秀吉と別所氏との戦いが終局を迎えつつある中で、丹生寺領は安堵されたのである。また、年末詳ながら、片桐貞隆の書状が残っている⁽⁵⁸⁾。この史料によると、丹生寺領内の山林の伐採を禁止し、下代を山田荘に派遣し、その旨を伝えている。この頃になると、若宮八幡宮領としての山田荘の実態は消滅していると考えられる。

以上のように、織豊期に至って以降、山田荘は信長権力によって保護され、別所氏からの年貢が滞ることなく納入された。しかし、別所氏が叛旗を翻して以降は、戦乱に伴って、実体を失ったと考えられるのである。

おわりに

これまで述べてきたことを簡単に整理すると、次のようになろう。

① 山田荘は平安期からその姿を確認することができるが、鎌倉期に至って近隣荘園(淡河荘など)との相論があった。

② 南北朝期に至ると、山田荘は淡河荘に加えて押部荘とも相論に及ぶが、三宝院が幕府の支援を受け、四至を定め難を逃れようとし

た。当初、幕府権力に委ねられた紛争解決は、十五世紀半ばに至って、守護権力を頼らざるを得なくなった。なお、紛争の原因は山田荘と諸荘園(淡河、押部、八多の各荘園)が境を接する、山田の材木資源であった。

③ 戦国期に至ると、播磨東部に権力を築いた別所氏によって、山田荘は命脈を保った。小林註(36)論文で指摘があるように、武家領主の不安定な地域に積極的に関わるることによって、別所氏は当該地域における優位性を構築したと考えられる。

しかし、織田信長の傘下に収まって以降は、その施政方針である寺社本所領安堵の原則にしたがって、別所氏は行動せざるを得なかった。これまでと同様に年貢を運上し、さらに上積みを求められるようになる。そこには、三宝院義演が血縁の連なる二条晴良などを動かした可能性が高い。

このような経過を踏まえて、別所氏は年貢を運上し続けたのであるが、それは信長に叛旗を翻すことにより終焉を迎える。以後、別所氏が山田荘の年貢を運上した記録は、途絶えることになった。公家領も信長の方針によって、安堵の方向であったことは確実である。しかし、別所氏による信長からの離反によって、細川荘に在国中の冷泉為純・為勝父子は討伐されるに至ったのである。

なお、下村信博によって、以下のような興味深い指摘がなされている⁽⁵⁹⁾。天正四年(一五七六)十一月、信長によって播磨国内に徳政令が發布された(「三千院文書」)。下村は史料の宛先が「梶井門跡」になっているが、これを前年三月における公家・門跡における徳政令の一

環ではなく、まったく別個の播磨国における徳政と考えている。そして、同年には、梶井門跡領安室郷（姫路市）の代官職が黒田孝高に与えられた（『三千院文書』）。孝高は五〇石の米を進上する代わりに、代官としての得分を二〇石を得るという条件である。この例からも、信長の時代に至っても、脈々と代官請負が残存していたことがわかるであろう。

もう一つ考えなくてはならないのが、別所長治が織田信長に叛旗を翻した原因である。原因については、古来より軍記物語などで毛利氏討伐の際、別所氏より家柄の劣る羽柴秀吉に従うことを潔しとしなかったとか、別所氏の提案した作戦が取り入れられなかった、などの説がいわれてきた。しかし、現実には、畿内・中国の政治情勢を見る限り、足利義昭を推戴した毛利氏や大坂本願寺からの誘いがあったことは、ほぼ間違いないと考えられる。別所氏は信長よりも、毛利氏などが有利と考え、信長に叛旗を翻したのである。

もう一つの要因として考えられるのは、本稿で取り上げた信長による寺社本所領安堵である。播磨国内には、公家・寺社領が広範に存在したが、当初代官に甘んじていた別所氏にとって、それらを自領に収公することは念願であったに違いない。別所氏と友好関係を結ぶ、周辺の領主層もそのような志向を持っていった可能性は高い。そうなると、信長に叛旗を翻した原因の一つとして、別所氏が荘園否定の動きを信長に封じられたことも挙げられよう。なお、この点については、さらに他の事例を検討して、後考を期したいと考える。

また、本稿では戦国・織豊期に播磨国内に荘園が残存し、代官請負

が行われた理由が明快に論じられておらず、その辺りは大きな課題といえるであろう。しかし、かつて拙稿で指摘したとおり、備前国鳥取荘（赤磐市）では、慶長年間に至っても、宇喜多氏から年貢の運上が続けられた例がある⁶⁰。今後、類例を分析・検討することによって、戦国・織豊期の荘園についてさらに考えてみたいと思う。

〔注〕

(1) 『新修神戸市史』歴史編2（古代・中世）。残念ながら、同市史の中国史料編は刊行されないようである。

(2) 神戸地域の荘園に限って言えば、次の研究がある。

① 摂津国福原荘

太田富康「兵庫の福原庄―呼称よりみた都市兵庫と周辺地域―」（『歴史と神戸』一三七号、一九八六）。

永島福太郎「一条兼良と福原荘」（『兵庫史学』一六号、一九五八）。

重成裕「一条家福原荘兵庫関について」（『歴史と神戸』四〇巻六号、二〇〇一）。

中脇聖「戦国期一条氏の家領維持政策に見る福原荘と幡多荘」（『年報赤松氏研究』四号、二〇一一）。

② 摂津国輪田荘

今井林太郎「摂津国輪田荘の一考察」（『大手前女子大学論集』一六号、一九八二）。

木南弘「摂津国八郡郡輪田荘の盛衰」（『歴史と神戸』二二巻三号、一九八二）。

樋口健太郎「室町時代の摂津国輪田荘と赤松氏」（『神戸大学史学年報』二二号、二〇〇六）。

正木有美「摂津国輪田荘の成立過程と内部構造」（『ヒストリア』二〇五号、二〇〇七）。

(3) 福原潜次郎編『山田村郷土誌』（山田村、一九二〇）。福原潜次郎は

- 兵庫県の郷土史家として知られ、神戸市域を中心に数多くの業績を残している。
- (4) 今井林太郎「撰津国山田荘と栗花落文書」(『大手前女子大学論集』二〇号、一九八六)。
- (5) 清水正健『莊園志料』(角川書店、一九六五。初刊一九三三)では、山田荘の所在を島下郡としているが、特に明確な根拠が認められない。
- (6) 酒井紀美「村落間相論の作法」(同『日本中世の在地社会』吉川弘文館、一九九九)。初出は、日本村落史講座編集委員会編『日本村落史講座 政治Ⅰ』(雄山閣出版、一九九一)。
- (7) 拙稿「十六世紀中末期における撰津国山田荘」(『赤松氏研究会会報』二号、二〇一一)。なお、「阪田文書」と「栗花落文書」は、『兵庫県史』史料編中世一に所収。
- (8) 竹内理三編『莊園分布図』(吉川弘文館、一九七六)。
- (9) 「栗花落文書」一号(『兵庫県史』史料編中世一)。
- (10) 「九条家本延喜式卷四裏文書」(『平安遺文』二卷、五二七号)。
- (11) 「東大寺文書」(『平安遺文』七卷、三五二二号)。
- (12) 『吾妻鑑』文治三年十月二十六日条。
- (13) (弘安元年カ) 六月二十日某隆恵書状(『勘仲記紙背文書』九号『兵庫県史』史料編中世八)。
- (14) 弘安六年九月日山田荘若宮神主職補任状(『林文書』一号『兵庫県史』史料編中世一)。
- (15) 弘安八年一月二十九日預所某下知状(『林文書』二号『兵庫県史』史料編中世一)。
- (16) 弘安八年七月一日預所某宛行状(『林文書』三号『兵庫県史』史料編中世一)。
- (17) 文和四年四月二十二日足利義詮御教書案(『醍醐寺文書』五八号『兵庫県史』史料編中世七)。
- (18) 『大日本史料』六編之十九、文和四年一月二十四日条。
- (19) 文和四年六月六日撰津国守護赤松光範遵行状案(『醍醐寺文書』五九号『兵庫県史』史料編中世七)。
- (20) 号『兵庫県史』史料編中世七)。
- (21) 応永五年四月十一日足利義満下知状案(『栗花落文書』一号『兵庫県史』史料編中世一)。
- (22) 応永五年四月十五日管領斯波義將施行状案(『栗花落文書』二号『兵庫県史』史料編中世一)。同文の案文は、『醍醐寺文書』七六号(『兵庫県史』史料編中世七)にも残されている。
- (23) 応永三年六月六日室町將軍家御教書(『醍醐寺文書』七一号『兵庫県史』史料編中世七)。
- (24) 応永四年十一月二十日室町將軍家御教書(『醍醐寺文書』七五号『兵庫県史』史料編中世七)。
- (25) 応永三十二年十二月二十三日室町將軍家御教書案(『醍醐寺文書』一〇〇号『兵庫県史』史料編中世七)。
- (26) 応永三十三年八月十三日足利義持御判御教書案(『醍醐寺文書』一〇二号『兵庫県史』史料編中世七)。なお、撰津国守護細川満元遵行状案(『醍醐寺文書』一〇三三号『兵庫県史』史料編中世七)によって、守護代奈良氏に違乱の停止が命令された。
- (27) 応永三十二年十二月七日室町幕府過書(『醍醐寺文書』九九号『兵庫県史』史料編中世七)。なお、応永八年の年貢運送の御教書の包紙だけが残っている。「醍醐寺文書」八七号(『兵庫県史』史料編中世七)。
- (28) 嘉吉二年十一月十日室町幕府過書、文安四年十二月二十四日室町幕府過書、文安五年五月四日室町幕府奉行人連署奉書、宝徳三年十二月十九日室町幕府過書(『醍醐寺文書』一一一・一一二・一一三号『兵庫県史』史料編中世七)。
- (29) 康正二年六月二日三宝院連上材木注文(『醍醐寺文書』一一九号『兵庫県史』史料編中世七)。
- (30) 康正元年九月日播磨国淡河荘百姓等申状案(『醍醐寺文書』一一六号『兵庫県史』史料編中世七)。なお、淡河荘と山田荘の相論に関しては、酒井註(6)論文に触れている。
- (31) 康正元年十一月日撰津国山田荘百姓等申状案(『醍醐寺文書』一一七

- 号『兵庫県史』史料編中世七)。
- (31) 康正二年四月十日田原道円奉書〔醍醐寺文書〕一一七号『兵庫県史』史料編中世七)。
- (32) 以上の経過に関しては、拙稿「東播守護代別所則治の権力形成過程」〔拙著『戦国期赤松氏の研究』岩田書院、二〇一〇)を参照。初出は、『地方史研究』(四八巻二号、一九九八)。
- (33) 年未詳十一月二十八日別所則治書状写〔石峰寺文書〕四二号『兵庫県史』史料編中世二)。
- (34) 年未詳九月二十九日別所村治書状写〔石峰寺文書〕四三号『兵庫県史』史料編中世二)。
- (35) 永正十五年七月一日盛厳寺真長請文案〔醍醐寺文書〕一三六号『兵庫県史』史料編中世七)。真長が別所則治の子息であることは、依藤保の指摘による。依藤保「三木城主赤松別所氏の動向」(三木城跡及び付城跡群学術調査検討委員会編『三木城跡及び付城跡群学術調査報告書』三木市教育委員会、二〇一〇)および同編『三木城跡・別所氏をめぐる史料と解説』も参照させていただいた。依藤論文は、はじめて別所氏を草創期から網羅的に検討したものである。
- (36) 小林基伸「戦国末期の播磨における地域権力と荘園」(『年報赤松氏研究』二号、二〇〇九)。この論文で小林は「地域権力が代官職を保持していた荘園には共通性があり、隣接勢力との境界地域に限られていた。したがって、地域権力の経済基盤が代官としての年貢請負にあったということはできない。(中略)総じていえば、この時期の代官職は武家領主による支配が不安定な地域に現われるのである」ということと「別所氏にも、既存秩序を否定し一円的・排他的支配を作り出そうとする志向性は感じられない」という重要な指摘を行っている。
- (37) 年未詳一月二十八日仏地院長祐書状〔醍醐寺文書〕一四一号『兵庫県史』史料編中世七)。依藤註(35)論文などを参照。
- (38) 年未詳八月五日法務某安堵状案〔醍醐寺文書〕一四六号『兵庫県史』史料編中世七)。
- (39) 年未詳十一月一日摂津国山田荘名主・百姓等申状案〔醍醐寺文書〕一四七号『兵庫県史』史料編中世七)。
- (40) 別所安治については、拙稿「戦国期における地域権力の形成と展開」〔拙著『中世後期の赤松氏―政治・史料・文化の視点から―』日本史料研究会、二〇一一)を参照。初出は、『皇學館論叢』(二〇一)号、二〇〇一)を参照。
- (41) 以下の記述に際しては、依藤註(35)論文などを参照。
- (42) 『細川両家記』(『群書類従』第二十輯)。
- (43) 『多聞院日記』永禄十年九月三日条。
- (44) 『多聞院日記』永禄十年十月十日条。
- (45) (永禄十二年)八月十九日朝山日乗書状写〔益田家什書〕姫路市史『第八巻、史料編・古代中世1、一四六五号)。
- (46) 『二条宴乗日記』元龜元年正月十五日条。
- (47) 年未詳十一月二十二日別所長治書状〔醍醐寺文書〕一四八号『兵庫県史』史料編中世七)。
- (48) (天正二年)十一月二十二日僧盛算書状〔大日本古文書 醍醐寺文書之七〕一三四四号)。
- (49) 脇田修「織田政権の荘園政策」(同『織田政権の基礎構造 織豊政権の分析①』東京大学出版会、一九七五)。
- (50) 永禄十二年一月十四日室町幕府殿中掟案、永禄十二年一月十六日室町幕府殿中掟追加案〔仁和寺文書〕奥野高廣編『増訂織田信長文書の研究 上巻』吉川弘文館、一九八八、一四二号)。
- (51) 年未詳十二月四日別所重棟書状〔醍醐寺文書〕一五一号『兵庫県史』史料編中世七)。
- (52) (天正二年)閏十一月四日養林軒雲甫龍岫書状〔醍醐寺文書〕一三九号『兵庫県史』史料編中世七)。
- (53) (天正四年)十月二十九日別所長治書状〔丸岡宗男氏所蔵文書〕一四号『兵庫県史』史料編中世九)。この文書の封紙には、異筆で「天正四子 進納 当年廿足加増也」とある。「卅」は「三」、「廿」は「二」の誤りであろう。

- (54) 『宣教卿記』 天正三年二月二十八日条。
- (55) 「惺窩先生系譜略」(『続々群書類従』第十三)。別所氏が信長に叛旗を翻した事実は、その前月の三月のことである。(天正六年) 三月二十二日織田信長朱印状(「黒田文書」九号『兵庫県史』史料編中世九)など。
- (56) 『冷泉家譜』(東京大学史料編纂所所蔵写本、請求記号・四一七五―三三三―)。原題は、『冷泉系譜事蹟』。
- (57) 天正七年七月十七日羽柴秀吉判物(「丹生神社文書」二号『兵庫県史』史料編中世一)。
- (58) 年未詳十一月一日片桐貞隆書状(「丹生神社文書」五号『兵庫県史』史料編中世一)。
- (59) 下村信博「天正三・四年の織田政権下の徳政」(同『戦国・織豊期の徳政』吉川弘文館、一九九六)。
- (60) 拙稿「戦国織豊期の備前国鳥取荘」(拙著『戦国期浦上氏・宇喜多氏と地域権力』岩田書院、二〇一一)。

(わたなべ だいもん 文学研究科日本史学専攻博士後期課程修了)

(指導教員・今堀 太逸 教授)

二〇二二年九月三十日受理